

日高中部消防組合防火基準適合表示要綱第2条第1項第3号
の規定に基づく消防長が認める表示対象物

(平成26年9月4日 告示第11号)

1 消防長が認める表示対象物

防火対象物の地階を除く階数が2のもの及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条の適用があるもの。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式 1

凡 例

記 号	内 容
	避 難 経 路
○	消 火 器
	屋 内 消 火 栓
■	救 助 袋

○ 階
避難経路図

